

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月15日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

消防活動による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月25日

かすみがうら市長 坪 井 透

消防活動による事故の損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和2年11月7日（土）午後5時35分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉1812番地 北側150メートル 水田
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 危険排除事案にて出場した際、土壌改良のため、燻炭器3基を使用し、もみ殻を燃やしていたものを放置すると火災に発展する危険があると判断し、用手にて燻炭器を除去しようとしたところ高熱であったため、足で押し倒し燻炭器3基を破損させたもの。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 4,794円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴訟の提起等をしない。